

令和8年4月吉日
山梨県民信用組合

お客さま各位

各種規定の制定・改正について

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび当組合では、当座勘定におけるキャッシュカードの発行および出金票による払戻しの取扱を開始するのに伴い、以下の規定につきまして制定並びに改正をいたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、今般改正しました規定につきましては、既に当座勘定をご利用いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 制定する規定

「当座勘定キャッシュカード規定」

「当座勘定法人キャッシュカード規定」

2. 改正する規定

(1) 当座勘定規定（一般）

(2) 改正内容

[新旧対照表](#)のとおり

(2) 休眠預金等活用法に係る規定（流動性に共通する規定）（定期性に共通する規定）

①改正内容

ア. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」第2条第4項第2号に規定する事由（異動事由）の当座預金について、「ATMによる残高照会」および「預金等に係る口座を借入金の返済に利用する旨の申出」を追加。

イ. 事由「総合口座等に含まれる他の預金等の変動」について、適用期間を制限していた但書を削除。

※[別表](#)を併せてご覧ください。

3. 制定日および改正日

令和8年4月1日（水）

以上

《本件に関するお問い合わせ先》

山梨県民信用組合 事務部

Tel 055-220-7841

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15（祝日・12/31～1/3 は除きます。）